

青森県道路除排雪業務最低保証制度の解説

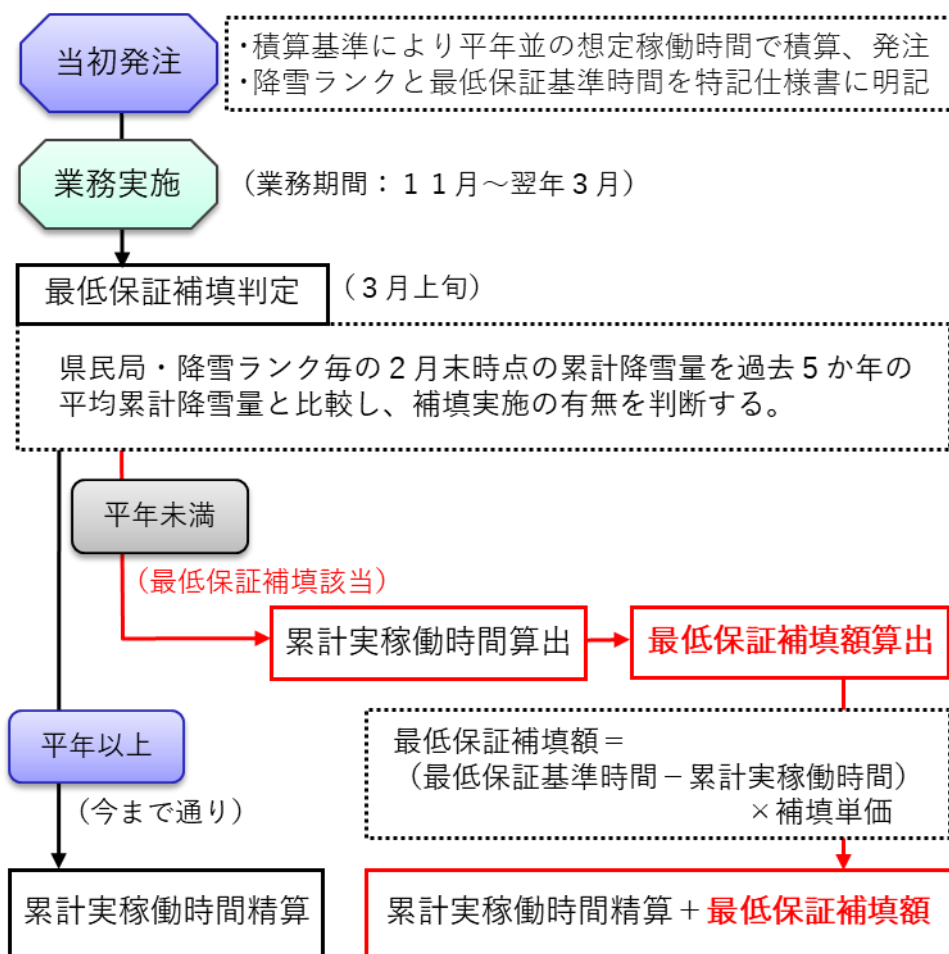
(令和3年版)
県土整備部道路課
維持補修グループ

概要

青森県では持続的な除雪体制を確保していくために、令和2年度除排雪作業業務委託から少雪時における道路除排雪業務の最低保証制度を導入しました。

除排雪業務の人件費（運転手・助手）と民間借上機械の固定費（償却費・管理費）の一部を発注者が負担するものです。

過去の機械稼働実績から設定した最低保証基準時間から実稼働時間を控除した補填対象時間に補填単価（機械経費と労務費で構成された複合単価）を乗じて最低保証補填額を算出し、最終精算時に実稼働分の委託料と合わせて支払います。



制度解説

【対象機械】

最低保証補填の対象とする機械は、青森県の除排雪業務に専属で用いる除雪機械のうち、以下の4機種です。

- ・ 除雪グレーダ
- ・ 除雪ドーザ
- ・ 除雪トラック
- ・ ロータリ除雪車（250ps 級以上）

【降雪ランク】

降雪ランクは、県内雪量観測点を年間累計降雪量過去5か年（平成26～30年度）の平均値からA～Dランクに分類します。

Aランク：200cm以下
Bランク：200超～400cm以下
Cランク：400超～650cm以下
Dランク：650cm超

Aランク		Bランク		Cランク		Dランク	
三八	八戸気象	東青	平内	東青	青森	東青	横内
三八	八戸	三八	金ヶ沢	東青	蟹田	東青	酸ヶ湯
三八	五戸	三八	田子	東青	今別	東青	田代平
三八	市野沢	三八	三戸	東青	内真部	中南	百沢
三八	階上	西北	金木	東青	浪岡	中南	温川
西北	深浦	西北	今泉	中南	弘前	中南	田代
西北	岩崎	西北	小泊	中南	黒石	中南	沖揚平
上北	六戸	西北	鱒ヶ沢	中南	大鰐	中南	大川原
上北	木ノ下	西北	車力	中南	平賀	中南	大石
下北	尻労	西北	関	中南	碓ヶ関	西北	第二松代
下北	大間	西北	林	三八	夏坂		
下北	佐井	上北	十和田	西北	五所川原		
		上北	平山	西北	前田野目		
		上北	野辺地	西北	板柳		
		上北	横浜	西北	今泉山		
		上北	根井	上北	焼山		
		上北	尾駱	上北	宇樽部		
		上北	七戸	上北	乙供		
		下北	むつ	上北	水喰		
		下北	近川	下北	川内		
		下北	老部	下北	畑		
		下北	大畑	下北	脇野沢		
		下北	風間浦	下北	川内野平		
				下北	薬研		

【業務代表降雪ランク】

除排雪業務委託の工区ごとに近隣の雪量観測点降雪ランクから、その業務を代表する「業務代表降雪ランク」を設定します。

業務の公告時点で縦覧図書（特記仕様書）に提示します。

【最低保証基準時間】

最低保証基準時間は、平成26年度から平成30年度までの5か年に青森県発注の道路除排雪業務で使用した機械の実稼働時間を基に、降雪ランク・機械種別ごとに設定しています。

(別表)青森県道路除排雪業務最低保証基準時間

単位：時間

機械種別	降雪ランク				
	A	B	B(-h)	C	D
除雪グレーダー	20	140	170	150	200
除雪ドーザー	—	150	250	150	270
除雪トラック	60	140	200	160	280
ロータリー除雪車	—	80	80	130	250

※ ロータリー除雪車は250ps級以上が対象

「B(-h)」ランクは高規格道路（下北半島縦貫道路）の除雪機械にのみ適用する。

この基準時間は通年除雪業務（11月1日～翌年3月31日）に適用する。

【最低保証補填実施判定】

最低保証補填の実施の有無については、各地域県民局の降雪ランク区分ごとに判定し、業務期間中2月末時点の累計降雪量が平年の降雪量（2月平年換算値）に満たない場合、最低保証補填を実施します。

判定に用いる2月平年換算値は各県民局管内で同一ランクの雪量観測点群観測値の過去5か年3月末累計降雪量平均値を2月末時点に換算した数値です。

$$[2月平年換算値] = [3月末累計降雪量平均値] \times 0.8$$

【最低保証額】

最低保証額は以下により算出できます。

$$[最低保証基準時間] \times [補填単価] \times [落札率] \times [消費税]$$

※ 最低保証額はすべての間接費の対象外とする。

【最低保証補填額】

最低保証補填時間は最低保証基準時間から実稼働時間を控除したものとなるため、実際に最低保証差額分として業務契約額に上乘せされる額は以下によります。

$$[\text{最低保証補填時間}] \times [\text{補填単価}] \times [\text{落札率}] \times [\text{消費税}]$$

※ 最低保証補填額はすべての間接費の対象外とする。

なお、最低保証基準時間は上限値であり、業務期間中の故障による機械交換などイレギュラーケースは受発注者間協議により最低保証補填時間を調整します。

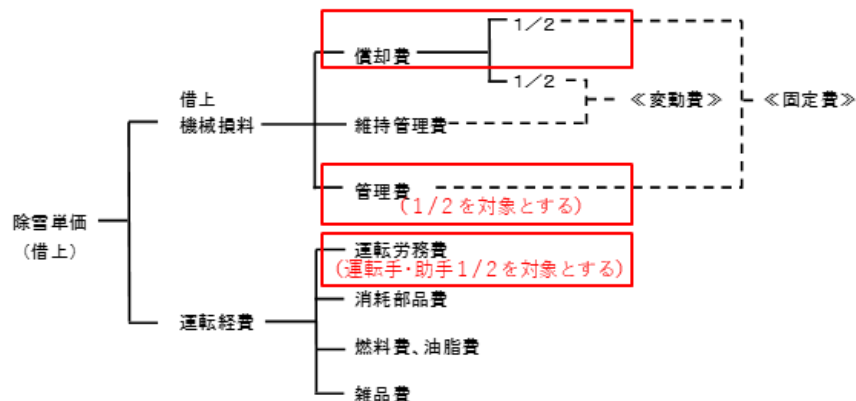
【補填単価】

補填単価は、建設機械等損料算定表（県土整備部）を基に機械種別・規格ごとの単価を設定します。補填単価（複合単価）の構成は以下のとおり。

(ア) 借上機械の場合

対象経費：機械損料のうち [償却費・管理費] の2分の1

運転労務費のうち [運転手・助手] の2分の1



【補填単価（借上）】 =

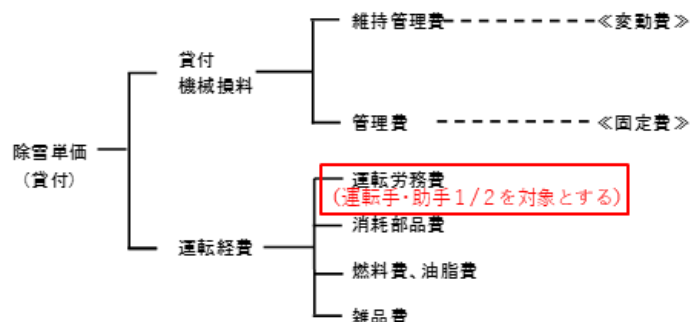
$$\frac{1}{2} \left(\frac{(1 - [\text{残存率}]) + ([\text{年間管理費率}] - [\text{保険料率}] \times [\text{標準使用年数}])}{[\text{標準使用时间}]} \right) \times [\text{基礎価格}]$$

$$+ \frac{1}{2} \left(\frac{[\text{労務単価 (運転手)}] + [\text{労務単価 (助手)}]}{[\text{運転日当り運転時間} \times]} \right)$$

※ [運転日当り運転時間] は4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

(イ) 貸付機械の場合

対象経費：運転労務費のうち〔運転手・助手〕の2分の1



$$\text{【補填単価 (貸付)】} = \frac{1}{2} \left(\frac{[\text{労務単価 (運転手)}] + [\text{労務単価 (助手)}]}{[\text{運転日当り運転時間※}]} \right)$$

※〔運転日当り運転時間〕は4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

※ 補填単価は機械機種・規格ごとに設定されますが、道路課が「最低保証補填単価表」を作成します。機械損料表・労務単価の改定にあわせ、補填単価表も改定します。

補足説明 最低保証基準時間の設定方法について

最低保証基準時間は、平成26年度から平成30年度までの5か年に青森県発注の道路除排雪業務で使用した機械の実稼働時間平均値の80%（10時間単位・単位未満四捨五入）により設定しています。

80%の根拠は、過去の機械稼働時間の傾向を分析した結果、豪雪警戒体制を発令したほどの大雪年の対象機械稼働時間が平均の2割以上増であることから、平年の範囲を±20%として下限の80%を採用しています。